

国指定下北西部鳥獣保護区  
奥戸<sup>おくっぺ</sup>特別保護地区指定計画書  
(案)

平成16年9月29日

環 境 省

## 1 保護区に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称 奥戸特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、大間町所在国有林の 2014 林班は小班、2016 林班は、に3の各小班並びに 2017 林班ろ、は、に、イの各小班的区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 16 年 1 1 月 1 日から平成 26 年 1 0 月 3 1 日まで ( 1 0 年 )

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分  
希少鳥獣生息地の保護区

#### 特別保護地区の指定目的

下北西部鳥獣保護区は、下北半島の西側に位置し、ブナ林、ブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ、カラマツ等の造林地からなり、海岸線は切り立った断崖で、風衝地となっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、獣類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のホンダザル及び下北半島のツキノワグマのほか、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。猛禽類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のオジロワシ、絶滅危惧 類のハヤブサ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、広葉樹林はホンダザルの採餌の場として利用されているほか、ヒノキアスナロ及びブナの混合林は生息条件が厳しくなる冬季の主なねぐらとして利用されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、ホンダザル及びその生息地の保護を図るものである。

#### 管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて区域内的の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ホンダザルへの餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1 8 3 h a ( 183ha )

#### 内訳

##### ア 形態別面積

林 野	1 8 3	h a ( 183ha )
農耕地	0	h a ( 0ha )
その他	0	h a ( 0ha )

イ 所有者別面積

国有地	183	ha (183ha)		
国有林	}	林野庁所管	183ha	制限林 0ha(0ha)
		其他所管	(183ha)	
			0ha(0ha)	
国有林以外の国有地			0ha(0ha)	
地方公共団体有地			0ha(0ha)	
私有地等			0ha(0ha)	
公有水面			0ha(0ha)	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域			0ha(0ha)
自然公園法による地域	}	特別保護地区	0ha(0ha)
		特別地域	0ha(0ha)
		普通地域	0ha(0ha)
		(下北半島国定公園)	
文化財保護法による地域			0ha(0ha)

(注)( )は既指定の区域面積

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、下北西部鳥獣保護区の北側に位置する大間町奥戸川上流から佐井村原田川上流までにある。

イ 地形、地質

当該区域は、標高200mから400mまでの起伏の大きい山地からなり、溪谷が入り組んでいる。主として先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山砕屑岩等から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高200mから400mの奥戸川上流から原田川上流までは、冷温帯のブナ帯に属するヒノキアスナロ及びブナの混交林、標高400m以上では、ブナの純林が広がる。また、標高200m以下では、二次林のブナ・ミズナラ林とスギ、カラマツ等の植林地が広がる。

エ 動物相の概要

当該区域は、ホンダザル、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。

ホンダザルは、下北西部鳥獣保護区内の12群420頭のうち当該区域内に3群80

頭以上が生息していると推定される。

- (2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は森林となっており、鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。  
なお、大間町、佐井村では、ホンドザルによる豆類、野菜等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年 度	被害額 (千円)	被害面積 (h a)
平成12年度	4,370	5.5
平成13年度	4,271	3.0
平成14年度	413	1.8

- 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札 6本  
案内板 2基